

令和 8 年度「高知・奥四万十の絶景」プロモーション動画制作事業委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和 8 年度「高知・奥四万十の絶景」プロモーション動画制作事業委託業務に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和 8 年度「高知・奥四万十の絶景」プロモーション動画制作事業委託業務公募型プロポーザル募集要領（以下、「募集要領」という）」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領に基づき、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は 1 0 0 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は以下のとおりです。

- (1) 業務に対する考え方…………… 1 0 点
- (2) 業務内容…………… 5 0 点
- (3) 特別独自提案…………… 2 0 点
- (4) 実施体制・スケジュール…………… 1 0 点
- (5) 経費見積…………… 5 点
- (6) 類似業務実績…………… 5 点

3 審査委員会

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時・場所

令和 8 年 8 月下旬（予定）

開催場所 奥四万十エリア内施設

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 参加者 20 分（以内）とします。

イ プレゼンテーション終了後、審査委員から 10 分間の質疑の時間を設けます。

ウ 出席者は 2 名以内とし、業務責任者、若しくは担当者となる者は必ず 1 名出席すること。なお、モニターによる説明を行う場合、審査委員会でモニターは用意するが、パソコンは持参のこと。この場合は機器接続確認のため担当者まで連絡すること。プレゼンテーションは、WEB 会議ツール Zoom を用いた参加も可能とするが、画面共有機能の使用は認めない。また、審査委員会は当日の接続不具合や機械トラブルの責任は負わない。

4 審査方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (2) すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を選定します。
- (3) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積もりが安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (4) 審査による評価点の合計が、満点の2分の1（最低基準）に満たないときは失格とします。なお、参加者が1者の場合は、最低基準を超えた場合のみ最優秀企画提案者とします。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	合計
(1) 業務に対する考え方	業務の趣旨を十分に理解し、奥四万十エリアのブランド向上、観光誘客促進及び地域活性化につながる提案であるか。	10点	10点
(2) 業務内容	奥四万十エリアの自然景観、観光資源、地域の日常風景等の魅力を効果的に発信できる企画・構成となっているか。	10点	50点
	「思わず行きたくなる」「記憶に残る」映像表現となるような演出や構成の工夫がなされているか。	10点	
	四国カルスト、四万十川、海岸景観等の絶景資源を魅力的に表現し、奥四万十らしい空気感や世界観が伝わる内容となっているか。	10点	
	YouTube、Instagram リール、TikTok 等の SNS での活用や拡散を意識した動画構成・編集となっているか。	10点	
	インバウンドを含む幅広いターゲットに訴求できる内容となっているか。また英語字幕等の工夫が提案されているか。	10点	
(3) 特別独自提案	ドローン撮影、タイムラプス、季節表現、新たな観光素材の発掘など、奥四万十エリアの将来の観光振興につながる独創的かつ効果的な提案であるか。	20点	20点
(4) 実施体制・スケジュール	業務を効果的・効率的に実施できる体制・スケジュールとなっているか	10点	10点
(5) 経費見積	内容に見合った、費用対効果を踏まえた適正な見積もりになっているか	5点	5点
(6) 類似業務実績	業務を実施できる実力を有しているか	5点	5点
合計			100点